

【ポスター発表】

**戦後期の保育政策の展開と民間営利組織**

○ 関西大学 石田 慎二 (04185)

キーワード3つ：保育政策 民間営利組織 児童福祉法

**1. 研究目的**

2000年3月に「保育所の設置認可等について」（児発第295号）が通知され、保育所の設置認可等に関する規制が緩和されたことによって、企業などの民間営利組織が保育所の運営主体として新しく参入できることとなった。民間営利組織が運営する保育所の数は保育所全体の数からみるとまだ少ないが、民間営利組織の参入は保育サービスのあり方を議論するうえで軽視できない存在となってきており、改めて民間営利組織に対する政策的な対応という視点から保育施策の歴史の読み直しが求められている。

本研究では、児童福祉法制定から1970年代までの保育施策の展開を民間営利組織に焦点をあてて検討する。具体的には、まず児童福祉法制定から発展していく過程において民間営利組織がどのようにとらえられていたかについて検討する。これらの検討を踏まえて、保育施策において民間営利組織がどのように位置づけられてきたのかについて明らかにする。この時期の民間営利組織の位置づけを考察することによって、保育サービスにおける民間営利組織参入の背景や政策的意図を検討する際の示唆が得られるものとする。

**2. 研究の視点および方法**

本研究では、①児童福祉法の制定過程で検討された保育所法案要綱案、②児童福祉法の制定、③社会福祉事業法の制定、④1963年3月に通知された「保育所の設置認可等について」（児発第271号）について、これらの法律や法案、通知などに関する資料および文献を用いて、民間営利組織に焦点を当てて検討する。

**3. 倫理的配慮**

本研究は資料および文献研究である。先行業績、引用等については日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守する。

**4. 研究結果****1) 保育所法案要綱案と民間営利組織**

保育所法案要綱案（1946年5月17日）によると、民間による保育所の設置に関しては「私人は、命令の定めるところにより地方長官の認可を受け、保育所を設置することができること」（第4条）とされ、民間営利組織による設置を認めないということは明記されていなかった。しかし、保育所令案第12条には「営利を目的とする者の設置したもの」に対しては、国庫補助を与えないことが規定されており、実質的には民間営利組織を認めな

い姿勢が示されていた。

## 2) 児童福祉法の制定と民間営利組織

児童福祉法制定当初は、保育所の運営主体として民間営利組織を認めないということは児童福祉法および関連法規によって明記されていなかった。しかしながら、児童福祉法の制定過程の想定問答集等をみると、利益追求を目的として経営する保育所は「不正な施設」であり、営利を目的とするものは保育所の運営主体として認めないという姿勢が示されていたことがわかる。

また、児童福祉法制定当時は、保育所の実体を有しながら認可を受けていない認可外保育施設の存在は認められておらず、保育所の実体を有する施設はすべて保育所としての認可を受けなければならないとされていた。

## 3) 社会福祉事業法の制定と民間営利組織

1951年には社会福祉事業法との調整のために児童福祉法の第5次改正も行われ、民間の児童福祉施設に対する補助の規定が明記された。しかし、その補助は、社会福祉法人、日本赤十字社、公益法人が設置主体である施設に限定されていた。さらに、都道府県は「児童福祉施設の経営について営利を図る行為があったとき」は補助金の返還を命ずることができる旨が規定され、営利を目的として児童福祉施設を経営することが否定されていた。

## 4) 保育所の設置認可基準と民間営利組織

1963年3月の「保育所の設置認可等について」（児発第271号）には「私人の行う保育所の設置経営は社会福祉法人の行うものであることとし、保育事業の公共性、純粋性及び永続性を確保し事業の健全なる進展を図るものとする」と規定された。つまり、民間の保育所の運営主体については原則として社会福祉法人に限定され、民間営利組織については保育所の運営主体として認められていなかった。

このように民間の保育所の運営主体を社会福祉法人に限定した理由としては、個人率が極めて多いということに起因する不安定な経営、雇用関係の問題、責任感の欠如といった問題への対応が挙げられている<sup>1)</sup>。

## 5. 考 察

児童福祉法の制定過程および児童福祉法制定当初は民間営利組織による設置を認めないということは明記されていなかった。しかしながら、営利を目的として保育所を設置することは実質的には認めない姿勢が示されていた。1963年3月の通知によって保育所の設置は原則として社会福祉法人に限定され、民間営利組織が設置する余地はなかった。つまり、営利を目的として保育所を設置することに対しては否定的な姿勢が示され、民間営利組織による保育サービスの提供に対する政策的な対応は参入規制という形で講じられたのである。

<sup>1)</sup> 植山つる（1963）「保育所行政」厚生省児童局企画課編『児童福祉行政講義録』日本児童福祉協会、192-206。